

第25回P I 外環沿線協議会 会議録

平成15年10月7日(火)

於：東京都庁第一本庁舎5F大会議場

【司会(西川)】 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私、本日の司会役を務めさせていただきます、国土交通省の東京外環調査事務所の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ここで撮影時間の方、終了させていただきますので、報道の皆様にはご協力お願いいたします。よろしいでしょうか。

また、傍聴されています方々につきましては、受付で配付しております注意事項に沿いまして、会の進行にご協力お願いいたします。

それでは、ただいまから第25回P I 外環沿線協議会を開催いたします。

本日の協議会の終了時間でございますが、これまでと同様、午後9時厳守ということで考えておりますので、会議の進行にご協力よろしくお願いいたします。

本日、練馬区の武田さん、湯山さん、世田谷区の栗下さんにおかれましては、ご都合により欠席されるとご連絡いただいております。

それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

【事務局(伊藤)】 事務局を担当します、国土交通省の伊藤でございます。

本日の配付資料の確認をさせていただきます。

まず、1枚目が議事次第、2枚目が座席表です。3枚目から資料でして、資料-1は第23回P I 協議会の会議録です。次のつづりが第24回の会議録です。続きまして、資料-2につきましては、7月15日と9月30日、2回行われております運営懇談会の報告についてでございます。資料-3につきましては、各協議員から出された資料でございます。本日は、宿澤さん、土肥さん、栗林さん、江崎さん、宮良さん、伊勢田さんから提出されております。資料-4につきましては、オープンハウスについての実施報告と今後の予定についてです。

それから、参考資料-1は、先日8月6日と10月3日に新聞折り込みした「外環ジャーナル」の13号と14号をつけております。参考資料-2は8月22日に開催しました第4回沿線区市長意見交換会の議事概要です。参考資料-3、これは論点項目の整理に対する質問を整理したものです。

あと、色のついた紙でアンケート用紙をつけております。

以上が本日の配付資料です。

【司会(西川)】 資料については以上でございますが、足りない資料等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まず初めに、資料-1の会議録の確認の方をさせていただきます。7月8日の第23回、それから7月24日の第24回の会議録、併せてご確認させていただければと思います。

事前に皆様にご覧いただき、ご意見のあったものについて修正したものをお配りしております。ご確認ください。よろしいでしょうか。よろしければこの形で公表とさせていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、前回の協議会において環境アセスメント手続の着手に

つきまして、協議会を無視している等のご意見が出されまして、7名の協議員の方が退席するという事態になりました。また、残られた協議員の方々から、協議員が全員そろった段階で協議会の議論を再開すべきではないかという意見が出されました。

本日、協議会の再開に当たりまして、これまでに開催された運営懇談会の報告、話し合いの結果を事務局より報告させていただきます。

【事務局（伊藤）】 それでは、資料 - 2 をご覧いただきたいと思います。

まず、資料 - 2 の1枚目ですけれども、これは前回の協議会の前の運営懇談会の報告になりますので、ご説明を割愛させていただきます。2枚目以降が前回の協議会以降の運営懇談会の報告です。前回の協議会は7月24日に行われておりますけれども、それ以降の話し合いを含めての運営懇談会の報告です。

まず、1枚目のところにありますように、9月30日に行われた運営懇談会の報告です。運営懇談会からの提案として6点。まず、第25回協議会を10月7日に開催する。2)として、話し合いの結果を第25回協議会の冒頭に報告し、質疑を行う。3)として、環境調査について議論を行う。4)その後、議論する時間があれば、必要性の議論を再開する。5)として、10月、11月、12月の開催予定を事務局より提案する。6)オープンハウス、沿線区市長意見交換会についての報告を行う。これが運営懇談会の報告になります。

ここでいわれています話し合いの結果につきましてご報告いたします。2枚目以降、「話し合い録」と書いてあるものです。前回の協議会以降、前回の協議会で退席されました7名の方と計4回話し合いを行っております。その「話し合い録」、それをまとめた確認事項等が2枚目以降につづられているものです。この「話し合い録」を基に、話し合いの経緯を説明させていただきます。

まず、前回の協議会以降、第1回の話し合いとして8月5日に行っております。7名の方が全員出席されて、国・東京都の協議員も出席し行っております。そこでは、前回の協議会で問題になりましたアセスメントについてPI協議会で説明を行わなかった、そういうことについてPI協議会を軽視しているというようなご意見。それから、大臣・知事が発表して進んでしまう、そういうやり方がこれで3回目になる、そういうご意見。アセスメントをすれば事業に入っていく、そういうような発言もしている、そういうご指摘をいただいております。それから、話し合いの中で、回答は文書にしてほしい、信頼関係が回復されなければ協議会には復帰しない、そういうようなご意見をいただいております。

そういう話し合いがありまして、第1回のまとめとしては、国と都は信頼関係をどのようにして回復するか。としてPI外環沿線協議会の位置づけ、重みづけをどう考えているのか。として、環境アセスメントの考え方についてきちんと説明するべき。この3つがまとめということで第1回の話し合いを終わっております。

続きまして、第2回の話し合いは8月21日に行われております。ここでは、国と都から回答はしたんですけれども、住民の方から、信頼関係についてまだ失われている、回復する考え方が見えてこない、行政はPIというものをどのように考えているのかというようなご指摘をいただきました。それから、このPI協議会は外環を進めるための飾りではないのではないか、そういうようなご意見をいただいております。あと、行政の方から提案しました「PI的手法を取り入れる」というのは具体的にはどういうことなのかというようなご指摘。それから、「協議会が結論を出す場ではない」ということもよくいわれませんが、協議会で結論が出せるものは出していききたい、そういうようなご意見をいただきました。

第2回の話し合いのまとめとして、下に2つ。もう一度信頼関係の回復方法について納得できる説明をすべき。それから、環境調査にPI的手法を取り入れる具体策を示すべき。この2点を指摘されて、第2回の話し合いは終わっております。

続きまして、第3回の話し合い、これは8月28日に行われております。ここでも、住民の方から幾つかご指摘をいただいております。今、PI協議会で必要性の有無から議論している中で、環境アセスメントをどのように位置づけるのか。都の方から、今までのご意見に対して、環境影響評価方法書は、どのような項目について、またどのような手法で環境調査するのかという案を示したもので、原点に立ち戻って構想段階における検討をきちんと行うために不可欠なものと判断して、広く同時にお知らせしたものである、このような回答をしました。それに対して住民の方から、市民参加のPI的手法とはということで具体的に示してほしいというようなご意見もいただいております。それに対して国の方から、PI協議会の場で、現地調査の箇所や実施方法についてご意見を伺っていくことを考えている。今後、調査中の状況、調査結果などについて情報提供しながら、その段階においてもご意見を伺っていくというふうな方針をお伝えしております。

このようなやりとりがありまして、この話し合いで一定の理解が得られれば、運営懇談会を開催して、話し合いの状況を報告して、協議会を再開する、そういうような話になっております。その一定の理解を得るための確認事項として、「第3回話し合い録」の別紙、次のページにあります「3回の話し合い結果の確認事項」というものをまとめております。これは、第4回の話し合いで皆さんで了解したというものです。

読み上げさせていただきます。

7月24日の第24回協議会において、「環境アセスメント着手についてPI外環沿線協議会を無視したことが原因で、行政と住民協議員の信頼関係が著しく損なわれた」との理由で7名の協議員が退席し、協議会が中断する事態になったことを、国と都は深刻に受け止める。

行政と住民協議員との信頼関係の回復が必要なため、3回の話し合いを重ねてきた。その結果、以下を確認するに至った。

PI外環沿線協議会から平成15年6月に出た「中間とりまとめ」にある「環境の影響を評価するにあたっては外環を作ることを前提とせず、沿線地域の環境に与える影響が大きいということが判明した場合には、計画を止めることもありうる。」ことを改めて確認する。

「環境の調査を行うにあたっては、市民参加のPI的手法を取り入れる」ため、PI外環沿線協議会において、環境の現地調査箇所や実施方法を具体的に相談し、進めていく。その他、問題が生じた際には、その都度、相談する。

外環計画の意義については、協議会での議論やその他の幅広い意見を踏まえ、様々なプロセスの中で、社会全体で検討するものと考え、そのプロセスを経た結果、社会全体として外環計画の意義がないとの社会的判断がされれば、事実上計画を休止することもあり得る。その場合、次の段階に進むことにはならない。

このような確認事項を第4回の話し合いで確認しております。

この4回の話し合いを受けまして、12回の運営懇談会におきまして、次のページからありますように、国土交通省の関東地方整備局長、東京都の都市計画局長から各協議員の方に、国と都の考え方について整理したものをお配りしております。懇談会に出席されなかった方には郵送なりで送らせていただいております。

国と都の基本的な考え方ですので、これも読み上げさせていただきます。

外環道計画について話し合う「PI外環沿線協議会」に御協力を賜り厚く御礼申し上げます

げます。

さて、七月二十四日の第二十四回協議会におきまして、「環境アセスメント着手が原因で行政と住民協議員の信頼関係が著しく損なわれた」との理由で七名の協議員が退席され、協議会が中断することとなりました。私どもはこのような事態になったことを深刻に受け止めております。住民協議員の方々との信頼関係を回復致したく、あらためて私どものPIに対する姿勢を申し上げます。

国土交通省と東京都は、東京外かく環状道路について、沿線自治体や地域住民の方々をはじめ幅広く情報を提供し、意見を聞きながら検討を行っているところです。こうした中で、「検討の熟度を高めるためには、より詳細な環境への影響についてデータを示し、より具体的な議論をすべきである」との意見が数多く寄せられています。そこで、大深度地下を活用した地下式トンネル構造を対象に、環境への影響をより詳細に把握するため、環境アセスメントの仕組みを活用することにしました。

今回、公告・縦覧した「環境影響評価方法書」は、どのような項目について、また、どのような手法で環境調査するのかという調査方法などの案を示すためのものであり、PI的な手法により、実際の環境調査に入る前に専門家や市民から情報や御意見を求め、得られた御意見を踏まえて最終的な調査の項目・方法等を決定します。したがって、計画の内容自体が固まっていない早い段階から、オープンな方法で、環境についても情報や御意見をお聞きしていくこととなります。つまり「方法書」は、原点に立ち戻って構想段階における検討をきちんと行うために不可欠なものです。

今回の「方法書」については、国並びに都が行政判断に基づき、記者発表し社会全体に広く同時にお知らせしたものです。協議員の方々には、記者発表の同日に国・都の職員が、各協議員の自宅へ資料をお届けしました。

PI外環沿線協議会から平成十五年六月に出された中間とりまとめにある「環境の影響を評価するにあたっては外環を作ることを前提とせず、沿線地域の環境に与える影響が大きいということが判明した場合には、計画を止めることもありうる。」ことを改めて確認します。また、「環境の調査を行うにあたっては、市民参加のPI的手法を取り入れる」ため、PI外環沿線協議会において、環境の現地調査箇所や実施方法を具体的に御相談させていただきたいと考えています。

PI外環沿線協議会は、関係者と区市、国と都の担当者が一堂に会し、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞くパブリック・インボルブメント（PI）方式で話し合うことを目的とし、結論を出す場ではないが、公開して進めるので、より多くの人にその議論の内容を知ってもらうことに意義があると考えております。協議会での必要性の議論は、その後の計画の検討をどのようにしていくかということに重大な影響を与えるものと考えられ、社会的にそれを無視することは難しいと考えます。外環計画の意義については、協議会での議論やその他の幅広い意見を踏まえ、様々なプロセスの中で、社会全体で検討するものと考えており、そのプロセスを経た結果、社会全体として外環計画の意義がないとの社会的判断がされれば、事実上計画を休止することもあり得ます。その場合、次の段階に進むことにはなりません。

外環計画の検討を進めるにあたっては、PI外環沿線協議会で必要性の有無からご意見を伺うことは大事であるとの考えに全く変わりはありません。このPI外環沿線協議会は、平成十三年に扇国土交通大臣が参議院で「私は原点に立ち戻って、より多くの皆さん方と話し合いの場を設置しまして、そこで多くの皆さんの御意見を聞いて、そして一日も早く三十年を取り戻すような新たな出発点を皆さんのこの話し合いの場から出していただきたい」と答弁したことを受けて設置したものです。関係者と区市、国と都の担当者が対等の立場で、国民にとって大切な社会資本の整備について話し合うことは画期的なことと考えており、将来のルール化にも生かせるPIの模範となるように努力し

ていきます。

今後の協議会においても、引き続き数多くの貴重な御意見をお出しいただき、活発に御議論下さいますようお願い申し上げます。

以上の文面を両局長から協議員の方にお出ししております。

以上のようなやりとりがありまして、前回の運営懇談会で本日PI協議会を再開することになりました。その懇談会の中で、当面の日程について事務局の方で提案させていただいております。それが8ページ、次のページです。

もともと運営細則にありましたように、第1火曜日と2週間後の木曜日という予定、そういうルールになっておりますので、10月、11月、12月、そのルールに従って、このような日程になればというふうに考えております。

以上、運営懇談会の報告です。

【司会(西川)】 ただいま事務局から運営懇談会の報告につきまして説明をさせていただきました。

この内容に関連いたしまして、まず国と東京都の方から発言をいただきたいと思いますので、川瀧さん、よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

【川瀧協議員】 国土交通省の関東地方整備局、道路企画官をしております川瀧でございます。

本日は、PI協議会にこのような形で皆様のご参加をいただきました。ご理解をいただいてご参加いただいたことだと思います。我々は大変うれしく思います。まず、このことについて厚く御礼を申し上げたいと思います。

今、事務局の方からいろいろと今までの経緯も含めて説明があったところです。皆様ご存じのとおり、7月24日にこの協議会が中断をされまして、それからもう2カ月ほど経つわけでございます。前回の協議会以来、今ほど説明があったように、東京都と一緒に退席された皆さんといろいろお話し合いをさせていただいたところであります。話し合いの内容については今お話があったところでありますが、まずは、私は国土交通省の職員でもありますが、一方でこの協議会の一員であるわけでございます。結果的にPI協議会が中断をしまして、皆様地元を代表して来ていただいているわけでございますけれども、大変なご心配やご苦労をかけたのではないかというふうに思っております。その点につきまして、大変責任を痛感しており、申しわけなく思っております。

今後も、我々は本協議会にお集まりいただいている皆様との信頼関係の維持に努めてまいりたいというふうに思っております。引き続き、皆様のご協力を重ねてお願いして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

【司会(西川)】 では、続きまして道家さん、お願いいたします。

【道家協議員】 東京都の外かく環状道路担当部長、道家でございます。東京都といたしましても、協議員の皆様方との信頼関係を再構築し、協議会での議論を再開したいというふうに考えております。

先日、協議員の皆様方にお渡ししたりお送りした両局長からのお手紙でございますけれども、先ほど事務局の方で読み上げた内容でございます。私どもの考え方をこの中に述べさせていただいております。この中で、環境影響評価方法書の意味合いなどを説明するとともに、協議会設立時点での確認事項を引用して、協議会の位置づけの認識を示すとともに、これまでの協議会の議論を踏まえて、今後環境影響評価の実施に当たっては市民参加の手法を取り入れるため、協議会において環境の現地調査箇所や実施方法を具体的にご相談させていただきたいと考え、今回新たに提案をさせていただきました。

協議会の中で、引き続き数多くの貴重なご意見をお出しいただき、ご議論をいただくようお願いいたします。

【司会(西川)】 それでは、続きまして話し合いにも参加していただきました濱本さんからご発言があるということでございますので、お願いいたします。

【濱本協議員】 紹介をいただきました濱本でございます。7月24日に開催されましたPI外環沿線協議会において退席した7名を代表しまして、一言発言させていただきたい。

最初に、我々7名が抗議声明を行い退席した結果、PI協議会を混乱させた事に対して深くお詫びいたします。

私どもは、PI協議員の皆様をはじめ、傍聴されている沿線住民及び、報道関係者の方々に常々「必要な道路については、国民として、また都民としての義務を果たさなければならない」と述べてきました。その一方、37年間に亘って「この場所には外環はいらない」と反対もしております、と機会あるごとに申し上げてまいりました。そのような中で私どもは「大臣の謝罪、大臣の提案」を諒とし「準備会」から「PI外環沿線協議会」の立上げまで誰にもまして協力して来た事はご承知の通りであります。昨年6月、協議会がようやく発足、そしてこの6月官民が共同して「中間とりまとめ」をしたばかりであります。

このPI協議会は、法律に基づいて成り立っているわけではないので、協議員は身分の保証もありません、しかし国・都側と住民との信頼関係が確立しているからこそ運営されていると信じております。

扇前大臣、石原都知事はこれまでも再三PI協議会を軽視、ルールを重んじる民主主義とかけ離れた暴挙に出られました。住民、行政の信託を受け、この外環問題に真摯に取り組んでいる私どもはたび重なる大臣、都知事の無礼も国家的事業の話し合いの途中だから、と隠認自重して来ました。

それなのに、今回、国・都は「外環、東京区間の環境アセスメント実施」を協議会に諮らず一方的に記者発表しました。私たちPI協議会メンバーは、行政の不誠実な行為に耳を疑い、かつ驚きを禁じ得ません。

現在、PI協議会は必要性の有無について本格的な議論を始めつつあります。この事業が大深度であるのか、高架であるのかまた、ルートについてもまだ議論をしていません。そんな状況下で法律で定められた「環境影響評価」(アセスメント)を実施5日前に七区市へ連絡、3日前に記者発表しました。七区市が地元住民に十分な広報もできないまま実施させる異常さは、とても容認できるものではありません。このため私どもは形だけの協議会を継続する事は無意味である。「関係者が協議会本来の目的、使命を想起し、趣旨に沿った姿勢を示すと同時に、これまで要求してきた多くの質疑応答や質問に対して責任ある回答を出すまで休会する」よう、渡辺協議員から提案しました。

休会中、行政側からの要請により3回ほど話し合いをしました。そこでは率直に互いの意見を出し合い、どこまで信頼回復ができるかが大きな問題でした。

私どもはPI協議会を非常に高く評価しています。最初に申し上げましたように私どもがPI協議会を創設したと言う自負があり、必ず成功させなければならないと誰よりも強い思いを持って励んでおります。このため行政側が一方的に法律に則り「環境影響評価(アセスメント)」を進めることに対するPI協議会の立場についてぎりぎりまで検討させていただきました。

行政側の対応は100%満足できる回答ではありませんが、「環境調査」に対する考え方、環境の現地調査箇所や実施方法、調査終了後一方的にただちに計画内容を定めるような行為をしない、具体的にPI的手法について行政側も今後はPI協議会と相談して進める、と約束された事や、「3回の話し合い結果の確認事項」と国・東京都の両局長からのメッセージを踏まえ本日からPI協議会に再び出席することとなりました。

今、国・東京都を代表して、川瀧、道家両協議員からも信頼回復についての決意を発言されましたので、私どもも、これまで以上にPI協議会を尊重し、内容を充実させるべく

努力をして参りたいと思います。

そのためにも、これからは、資料の出し放しや意見の言い放しをせず確認できることはその場で確認するなど運営方法を改善しながら進めていくよう努めて参りたいと思います。

PI協議員全員のご理解、ご協力をお願いして私の発言と致します。

どうもありがとうございました。

【司会(西川)】 事務局からの資料説明と3名の方からのご発言がございました。これらの意見に関しまして、何かご発言等、ございますでしょうか。

では、伊勢田さん、お願いいたします。

【伊勢田協議員】 環境影響評価の現地調査の件で、今回いろいろ話し合い等を重ねてきておりますので、影響評価の位置づけ、現地調査の位置づけにつきまして、改めましてご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

お手元に「ジャーナル」の13号があります。その右下に、ちょっと小さいですけども、フローチャートがあります。また、スライドの画面の方にも出しますし、こちらのパネルのほうでも説明をさせていただきたいと思います。

今回、アセスメントの方法書というものを outsourcing させていただいております。「アセスメント」という言葉から連想されますのは、もう既に図面ができていて、現地調査も終わって、データ収集も終わって、予測・評価も終わって、もう全てが終わったというのがアセスメントから受けられる印象だったと思います。実は、平成9年にアセスメントの法律ができるまでは、内閣の閣議決定の要綱に基づきましてアセスメントをやっておりました。その時代まではまさにそうございまして、お手元の資料の一番下の青い欄のところをご覧くださいますと、従来のアセスメントのスタート地点はまさに「準備書」の公告・縦覧からだったわけでありまして、ですから、それまでの間には既に計画内容も行政内部では定まっておりますし、行政でデータの収集や予測・評価も終わっている段階で、全てが整った段階で市民の皆様方に準備書の公告・縦覧をしていたという経緯がございました。

それが、平成9年に法律ができました。やはり、反省としましては、それでは寝耳に水の状態になってしまうということで日本全国各地で大変大きな反発があったこと、また、このやり方ですと、事前に市民の方がお持ちの環境に関する情報やご意見をなかなか反映しづらいというような反省がございました。それで、平成9年に法律ができて、このピンクのプロセスと青色のプロセス、上2つのプロセスが新たに追加になったわけがございます。

その趣旨といたしましては、一番最初に「方法書」を市民の方へご提案して、調査の項目や方法について提案する。その提案に対しまして、市民の方がお持ちのご意見、また区市長さんからのご意見、環境を担当される都知事さんからのご意見を受けて方法を決定するというプロセスが、調査方法の決定のプロセスでございます。

7月に「方法書」の公告・縦覧ということでご提案させていただきまして、後ほど東京都の方からご説明がありますが、住民の方からのご意見を935通いただいております。現在、区市長さんからのご意見をお待ちしているというような段階でありまして、その後環境を担当する知事さんからのご意見を受けまして、調査の項目とか方法を決定してまいりたいと考えております。

また、具体的な箇所と方法については協議会の場でもご相談させていただきたいと考えております。今日も資料をお出ししておりますが、具体的な現地観測の場所と調査につきましては、春夏秋冬、4つの季節がございますので、その季節ごとのデータ収集をして、一方で計画内容が定まれば、その計画内容に基づいて集めたデータを活用して予測・評価をするというプロセスが次のプロセスになります。

その後、これは平成9年までもあったプロセスですが、準備書で予測・評価の結果を公表いたしまして、そのことにつきましてまたご意見をいただくというような段階に入って

まいります。

もし仮に実際の事業に入れるとすれば、この評価書がまとまった後で都市計画の変更がなされて、その後、事業化になるというのが、現在、環境アセスメント法で定められているプロセスでございます。

ですから、これまで「アセスメント」から受ける印象は、どうしても準備書の公告・縦覧というところからございましたが、今回は決してここではございませんで、もっと上流、構想段階のところ、計画が固まっていない段階だからこそ、この方法書ということで調査の項目・方法について現在ご検討をいただいているという状況でございます。

それと、前回の24回では、方法書につきまして説明するに至りませんでした。方法書につきましては青い資料ファイルのNo. 1でございます。緑色の付箋が上側についている部分があるかと思えます。緑色の付箋が上側についているところをめぐっていただきますと、ページ数では環境のところの39ページでございます。ここからが方法書の概要でございます。実際の方法書はもう既にご覧いただいている方も多いかと思えますが、このくらいの厚さのものでございます。たくさん地図とかが入っておりますので大変厚くなっておりますが、40ページから44ページまでがそのエッセンスをまとめたもの、概要を記したものでございます。

その中で、私どもが提案している調査の項目・方法は42ページ、43ページでございます。調査をしたいというふうに考えている項目といたしましては、大気質、騒音、振動、以下そこに書いてあるような項目につきまして提案しております。また、右側の方に書いてございますが、主な調査事項、主な予測事項、評価の考え方等についてご提案している部分でございます。

以上でございます。

【司会(西川)】 今、環境アセスメントの流れについてのご説明がございましたが、その前に議論のあった話し合いの結果と、今発言がありましたアセスメントの流れの中での位置づけ、それを踏まえまして、他の方で何かご発言等ございますでしょうか。

特にご発言ないようであれば、これまでの話し合い結果についての議論はこのあたりとさせていただきたいと思えます。次のテーマとしては、運営懇談会の報告にありましたように、「環境調査について」議論に入っていきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

環境調査につきましては、前回7月24日に提出いただいた資料のうち、環境に関する資料もございました。先ほどご紹介ありましたけれども、資料ファイルNo. 1の上側に緑の付箋を差していますが、前回の協議会で提出されています環境に関する資料が配られております。この中で、特に補足説明が必要な方、前回は中断したということで時間がとれませんでしたけれども、よろしいですか。

今日新たに資料を配られた方は後ほどお時間とりますけれども、前回の資料についての補足説明はよろしいでしょうか。

では、栗林さん、お願いいたします。

【栗林協議員】 では1つ、日程的なことだけお尋ねします。

この住民の意見書の締め切りが9月8日でした。その後の各区市の意見書の締め切りと知事さんの意見の出る時期というのは、もう大体設定できているのでしょうか。

【司会(西川)】 資料説明を先にしてよろしいですか。それは後でまたご質問していただいて……。

では、前回配られた環境に関する資料の補足説明は特にないようでございますので、今日新たに配られている資料、宿澤さん、土肥さん、栗林さん、江崎さん、宮良さん、伊勢田さんから資料をご提出いただいております。この中で、私が見たところ、環境に関する資料としては、栗林さん、宮良さん、伊勢田さんから資料をご提出いただいております。

その3名の方の補足説明をいただきまして、他の方は環境の調査の議論が終わって、必要性の議論が再開した段階で、また時間をとって補足説明をしていただこうと思います。そのような形でよろしいでしょうか。

よろしければ、まず栗林さん、今日資料-3で「アセスメントに関する意見及び質問」という資料をご提出いただいております。それについて補足の説明をいただければと思います。よろしいでしょうか。

【栗林協議員】 それでは、アセスメントにつきましては前回7月24日にも意見書を出したんですけれども、改めてそれを練り直して今回出させていただきます。

補足説明をということですが、1ページでございますから、ぱっと読んでみます。

今回のアセスはアセス法に基づく事業アセスであって、法的には具体的な事業を対象としています。一方、アセス法には、事業の内容を柔軟に変更できるような早い段階で行うほど、高い効果が上げられるとの記述もあります。とは言っても構想段階における事業アセスの実施は、事業着手に向けての一步との都知事発言にもあるように、具体的な事業を前提にしているとも解釈されます。構想段階におけるアセスの位置づけを明確に規定することが重要です。

これは、ちょうど先月、東京都知事が「アセスは事業着手の第一歩だ」、こういうような議会での発言もございましたように、世間ではもう事業化に進んでいるんじゃないかというふうに思っている人が大勢おります。そういう中で、構想段階なんだよということをより明確に位置づけることが重要だということです。

複数のアセス関係者は次のような見解を述べています。

「通例では、アセスの調査会社は調査結果を集積し、資料を作るが、殆どの場合、環境影響は軽微とされ、計画案を否定することは困難な場合が多い。

今回のアセスに関しては、昨秋にも予算化され、すでにコンサルと契約がなされているものと推測できる。今回のアセスのプロセスは事業アセスそのものである。

さて、自然界のことはよく解からないのが常識で、どれだけ詳しく調べても、その影響は事業を実施しなければ解からないことが多い。これが現在のアセスの盲点であり、特に地下深い世界はその水理地質さえ解明されていない。おそらく、ボーリングの実施も不十分な現在、環境アセスと称して地質を調べる手段にもしていることが考えられ、今後の工法は結果を見て検討されるものと推測できる。現段階で、事業内容の詳細が出てこないのもこの辺に原因があると考えられる。環境アセスの結果、工法だけが固まり、影響は軽微と片づけられる公算が高い。

自然界のことは解からないことが多くても、その道の専門家ならば環境のことは概ね推定できることであり、詳細な環境アセスを実施しても、それ以上の答えとはならないものである。」

このような専門家の見解から推測すれば、環境アセスメントから必要性の判断を導くためには、特段の慎重さが必要です。

アセスには社会性や経済性の視点が無いので、アセスだけでは必要性を論じることは難しいこと、単体事業を対象としているので、累積的な影響の回避低減の検討が不十分になるなどが識者に指摘されています。

平成13年のセミナーに於て、環境省担当官は、「現行の事業アセスでは回避・低減の幅が限られていて、環境への配慮が必要な場合でも検討が限られている。」と述べています。

構想段階のアセスは、公衆や専門家への意見の聴取が不可欠、複数案の比較評価

が必要、の二点を挙げる有識者がいます。それは、単体事業では累積的影響の評価が出来ない。これは不十分といってもいいと思います。構想段階で、『無い場合』も含めて、有効かつ広範な代替案も検討することで、最良の案を選ぶことが可能になる、の理由によると、ある識者は述べています。

これらの事情を勘案した上で、次のようなことを私は質問及び提案します。

【質問】

沿線地域の環境に与える影響が大きいと判明した場合には、計画を止めることもある」との局長書簡に鑑み、どんな場合に影響が大きいと判断するのかについて、あらかじめ具体的な判断基準を明確に示すことが出来るか、又は判断のための機会が用意されるか。

アセス法では、環境影響を回避・低減するためにベストを尽くすべきとの考え方が示されているが、さらに『無い場合』との比較検討（所謂0オプション）を実施することで、より客観的な環境影響評価が可能になると思うが、見解を問う。

現在が構想段階であることに鑑み、アセスのフローチャートに書かれている計画案をどのように位置づけるのか。

これは、先ほどの伊勢田協議員の話では計画内容が定めればと書いてありますが、これが計画案のはずです。

アセスをどのように必要性の議論にリンクさせるのかについて、プロセスを明確にしておくことが必要です。必要性の議論には経済性、社会性の視点もあり、アセスだけを突出させないことが重要です。9月22日の日経新聞で、都の課長は、これはお名前が出ていました。「議論の材料を提供するのが狙いで、建設を前提にしたものではない」と述べられているが、これは「必要性の議論の材料にする」と理解して良いのか。

【提案】

PI的手法に関しては、アセスのミチゲーションの考え方に則り、単に方法書や準備書の公告縦覧の際の意見書募集にとどまらず、可能な限り沿線住民の懸念に 대응するために、繰り返し何度も意見の遣り取りを行い、住民の意見を評価に反映させることが重要です。

市民参加のPI的手法によるアセスメントの実施のために、住民参加型のアセスの採用を提案します。参加型アセスの目的は、

- (1) 地域住民が持っている様々な懸念を引き出す。
- (2) 地域が持っている環境に関する情報の蓄積を活用する。
- (3) 環境影響の回避・低減のためのプランをつくる。

平成14年に環境省が発表した参加型アセスのモデルが有効です。

なお、7月24日の意見書で私が最後に申し上げたかったことは、今まで申し上げた理由から、アセスメントにおいて住民意見に関する透明で客観性のある評価、たとえ悪い評価結果でも公表すると約束していただけるかどうか、これがPI的な手法を考えるとときに1つ重要なことではないかと思っておりますので、加えさせていただきます。

以上です。

【司会（西川）】 それでは続きまして、まず資料説明だけ通しでお願いいたします。

宮良さん、お願いいたします。

【宮良協議員】 私の方からは、資料-3、江崎さんの出されている次のところに織り込まれています。それをご覧いただきたいと思っております。

先ほど伊勢田協議員からお話がありました方法書ですが、7月25日から1カ月の間縦覧いたしましたところ、環境の保全の見地から935通の意見書の提出がありました。提出の期限は縦覧の期間とプラス2週間、9月8日まででした。ここにお出しした資料は、その935通の意見書の概要です。環境アセスの手続きに従い、意見書の概要を作成して環境を所管する知事、関係の区市に送付しました。

「まずこの資料を見ていただきたいんですが、今お話ししましたように縦覧の期間とか意見書の数、ここに935通と書いてあります。内容については、「1.大気質」からずっと、次のページを開いていただくと、「騒音」「振動」「強風による風害」などがありまして、21項目にとりまとめてあります。事柄としては、個々(1)(2)番号がついています。69事項になっています。

これを見ていただければ概要そのものなんですけれども、主なものをお話ししますと、「1.大気質」、その中では、例えば(1)にありますように、開口部や工事中の大気汚染の状況、それについては重点的に調査・予測してほしいなど、あとは地形特性とか季節、時間特性、それぞれの特性を踏まえた十分な調査をしてほしいとか、いろいろございます。

それから、「騒音」「振動」については、住宅や学校もある、そういうものに対して影響が出る。長期にわたる調査もしてほしいし、条件を変えて、さまざまなことを考慮して予測をしてほしいなどの意見がありました。

地下水についてもございまして、「水環境」の中で地下水脈、地下水の水質、そういうようなものについては詳細な調査や、池とか湧水などの調査を念入りにやってほしいなどの意見がありました。

その他に環境の一般的なこと、事業の計画、その他いろいろ意見をいただいております。例えば、「環境一般」のことに対してはトンネルとか換気所、インター、それぞれの位置とか規模とか構造とか、そういったものが明らかにされないというご意見も意見書の中にあります。その他は「事業の必要性」、建物の移転に関する事柄とか、火災や震災時の対策は万全にとか、そういう意見もございました。

栗林さんのご質問ですが、今、どういう手続きを行っているのかというお話だと思います。こういう意見の概要をとりまとめまして、9月16日に知事と関係区市長さんの方にお送りしています。引き続き、今度は私どもの東京都環境局の方で意見の照会をしています。いつまでに意見を返してくださいというのは、それぞれ条例とか法で期間が決められていまして、まず区市町村長の意見については45日間、これは数えますと10月30日になる。知事の意見は90日間以内です。それは12月15日になります。現在、それぞれ各区市長さんの方で検討されている段階と考えています。

以上です。

【司会(西川)】 続きまして、伊勢田さんの方から資料提出がありますので、よろしく願いいたします。

【伊勢田協議員】 お手元の資料の右肩上に「(伊勢田協議員 宮良協議員)提出資料」と書かれているA3版をA4版に折り畳んだ資料、ホチキスどめされているものがあるかと思えます。こちらが先ほど来の話し合いの結果、この協議会でご相談させていただくことになりました現地調査の具体的な案でございます。

表題に書いてございますように、「外環道での現地調査(議論のための案)」でございます。その下に四角囲みで書いてございますが、一番下に、「今後、方法書についての都知事等の意見、沿線協議会での議論を踏まえ、具体的に環境の調査箇所や実施方法を定めてまいります。」ということになります。今日はその最初といたしまして、今現在方法書の中で提案している調査の項目について、それぞれどういう現地の調査、観測を予定しているのかということについて、その案を出させていただいてご相談させていただくための資料でございます。

1 ページ目は、方法書の中にある各調査の項目と測定をしたい内容を書いている一覧表でございます。2 ページ目からが、各項目ごとの具体的な調査の方法等。例えば、2 ページ目の裏側が3 ページ目ですが、こちらは具体的な調査をしたいと考えている箇所でございます。

まず、2 ページ目は大気についてでございますが、調査の内容といたしましては、二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度等を調査したいというふうに考えております。時期といたしましては、春夏秋冬の四季の変化を観測したいというふうに考えております。

観測の方法は、右側に写真も載せておりますが、このような小屋を設置いたしまして、それぞれ空気を採取いたしまして観測するということを考えております。

具体的な箇所は次の3 ページ目でございますが、ジャンクション及びインターチェンジの可能性のある周辺で、全部で13カ所につきまして観測をしたいというふうに考えております。

続きまして4 ページ目でございますが、騒音、振動、低周波についてでございます。騒音の状況につきましては、昼間の時間帯と夜間の時間帯で騒音の大きさを調査したいと考えております。あわせて、沿道の状況、振動の状況、地盤の状況、低周波の状況を調査したいというふうに考えております。

「2 .」に書いてございますが、時期でございますけれども、天候が安定し、交通が余り特異な日じゃない、平均的な状況であるという日を選びまして観測したいというふうに考えております。

右側に漫画で観測機器の状況を書いてありますが、こういったようなマイクロホンを使いまして観測するということになります。

候補地点といたしましては、ジャンクション及びインターチェンジの可能性のある周辺の26カ所、具体的には5 ページ目でございますが、26カ所で観測をしたいというふうに考えております。

続きまして6 ページ目でございます。地形及び地質と地盤に関してでございます。

まず、 で書いてございますが、重要な地形及び地質といたしまして、成城みつ池緑地保全地区、三宝寺池、国分寺崖線等におきまして、地形及び地質の状況を既存の資料と現地踏査で確認したいと考えております。

地盤は水循環と地盤沈下でございますが、特に今回地下トンネルを対象にこの調査を行うことから、地下水の水循環については大変重要だと考えております。内容といたしましては、地質がどんな地質になっているのかということボーリング調査いたしまして、右側にございますけれども、ボーリングコア、専門用語になっておりますが、実際に地面の中の土を選びまして、それによって地層の分布状況を調査することにしたいと思っております。

また、地下水位につきまして経時変動観測をします。右側の写真の右上にありますように、穴の中に地下水位を観測する水位計をつけまして、経時的な地下水位変動を観測したいと考えています。

あわせて、湧水とか既存の井戸の調査をしたい。あと、地下水との関連が考えられます野川の流量調査もしたいと考えております。

その調査の時期といたしましては、下の表ですが、地下水位の変動測定は春夏秋冬の四季を通じて行いたいと考えております。また、湧水や野川の流量調査は、夏が水が豊富な時期、冬が水が枯れる時期でございますので、この2つの季節につきまして、その観測をしたいと考えています。

右側下の「候補地点の考え方」でございますが、当該地区は、地下水が浅い層に1層と、地表から30m～50mぐらいの深いところに2層ございます。浅いところと深いところということで、「浅層地下水」と「深層地下水」という名前をつけておりますが、浅層地下

水、浅いところの地下水が、特に開削工事を行いますと遮断して、地下水の流れに大きな影響を与えるのではないかという可能性もございますので、浅層地下水を対象にいたしまして、全体で44カ所の箇所を観測をしたいと考えております。

また、深いところの地下水は、大深度地下を活用したシールドトンネルの場合、深層地下水の中をトンネルが行くこととなりますので、そういったことから、深層地下水につきましては14カ所で観測をしたいと考えています。

具体的な場所は、7ページ目が浅いところ、深さ10m～25m程度の地下水位を観測する箇所として考えている箇所でございます。極力メッシュ状になって、地下水の動向が詳しく把握できるようにということで考えている44カ所でございます。

8ページ目が深さ60m～75m程度の地下水位を観測できるように考えている深層地下水用の観測ボーリングでございます。全体で14カ所の観測をしたいと考えております。

9ページ目の地図は、湧水、井戸及び野川の流量調査でございます。

湧水とか井戸につきましては、片側約500mのところについて調査していきたいと考えております。

また、野川の流量調査につきましては、野川流域の上流から3キロ程度の区間につきまして流量を把握したいと考えております。

10ページ目は、動物、植物、生態系についてでございます。

まず、動物、植物につきましては、そもそもこの地域にどのような種類の動物が生息し、植物が生育しているのかを調査したいと考えております。また、その中に重要な種がないかどうか。いた場合についてはその状況について調査したいと考えておまして、具体的には、その下に書いてあるように、哺乳類、鳥類というような類につきまして調査することを考えております。

番、生態系でございますけれども、特にわき水という特徴的な環境が存在いたします野川・国分寺崖線周辺におきまして生態系を調査したいと考えておまして、地下水の流れと、そこからわき出る水辺と生物との関係に着目した特に食物連鎖の関係について調査したいと考えております。

それを観測する時間とか時期につきましては、2番目の表がございますけれども、動物とか植物とかの種類に応じた設定したいということで、具体的にはその表にあるようなことを考えております。

右側の観測の方法でございますけれども、観測は、この計画路線周辺全域を対象といたしました一般調査と特に自然環境が残っている地域の重点調査とを分けて行いたいと思っております。

まず、一般調査フィールドでございますけれども、こちらは目で確認する。専門用語で「目視」と呼んでおりますけれども、目で確認するという調査を全線にわたって行いたいと考えております。

また、重点調査をしなければいけないフィールドといたしまして、11ページの7カ所のフィールドを考えておりますけれども、そこでは目視での調査に捕獲する調査も加えまして行いたいと考えております。

生態系につきましては、生態系の調査を行う野川・国分寺崖線地区におきまして、食物連鎖の上位種でありますオオタカ、カワセミ、サギ類の生息状況を調査したいと考えております。具体的な箇所は11ページにございますけれども、全線にわたる目視調査と7カ所の重点フィールドにおきまして捕獲などの調査、そして、野川・国分寺崖線地区で生態系に関する調査を行いたいと思っております。

下に4枚の写真が載っておりますけれども、こういう罫とかを仕掛けたり、右側にありますように、実際に川の中に入りまして、採取して、その生態を調べるということを考え

ております。

12ページ目は、景観についてでございます。

景観につきましては、地域景観等の状況につきまして把握することを目的といたしております。特にジャンクション及びインターチェンジの可能性のある東名周辺、中央道の周辺、青梅街道の周辺、関越道の周辺において、主要な眺望点からの景観に変化が生じる可能性がある範囲を対象に調査を実施したいと考えております。具体的には、楕円形で囲んであるあたりで景観に関する調査を行いたいと考えております。

13ページ目は、史跡、文化財でございます。

こちら楕円形の丸で囲んである地区を中心に、遺跡や文化財の現況について把握したいと考えております。

14ページ目は、人と自然との触れ合いの活動の場につきまして、その場の分布、利用状況、利用環境の状況につきまして、同じく楕円形で囲んである地区を中心に調査をしたいと考えております。

15ページ目は、環境の調査の最後でございます。

その他の環境要素といたしまして、特に日照障害とか電波障害の調査をしたいと考えております。現在も東名高速とか既に構造物がありますので、その周辺で日照とか電波の障害につきまして、観測車を出しまして調査をしたいと考えております。

今日ご相談をしたい資料は以上でございますが、今日初めてこの資料をご説明させていただきましたので、この提案を地元の方にお持ち帰りいただきまして、また具体的な情報なりご意見を寄せていただければと考えております。

もしよろしければ、先ほど栗林さんの方からご質問をいただきましたので、お答えさせていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

【司会（西川）】 はい。お願いします。

【伊勢田協議員】 まず、どんな場合に影響が大きいと判断するのかということですが、法律に定められているものとしたしましては環境基準がございます。もちろんこの環境基準を守るのは当然のことかと思っておりますので、この環境基準を超える場合には、まさに影響が大きいということになるかと思っております。

ただ、環境基準は、例えば地下水とか、動物、植物とか、具体的には設定されていないものもございます。そういうものに関しましては、例えば地下水については、地下水が枯渇するとか、そういうようなことになりまして、相当影響が大きいのではないかとということになりますし、動物、植物についていえば、絶滅が危惧されるような種をなくしてしまうようなことになりまして、まさに影響が大きいということになるかと思っております。ただ、その個々のどの場合に影響が大きいとか、大丈夫なんだということは、私どもが一方的に決めるようなお話ではありませんで、そういうことも世に問うていくことになると思います。

あと、ゼロ・オプションについてでございますが、この外環道を全く整備しないというのがまさにゼロ・オプションでございますので、外環道を整備しない場合というのは、これから現地で観測するデータそのものが外環を整備しない場合の今の現況でございます。それと比較することになりますので、それがまさにゼロ・オプションではないかと考えます。

番で、先ほどのフローチャートに書かれている計画内容が定まれば、計画案をどのように位置づけるのかということですが、私どもが今回環境調査をさせていただきたいという対象は、上に断面図がついてございますけれども、大深度地下を活用した地下トンネルを対象に環境調査をしたいということで、今回その調査の項目とか方法について提案をしているところであります。ただ、インターチェンジとか換気塔とか、そういう構造については、現在のところ固まっているわけではございませんし、これからいろいろ

ご議論させていただかなきゃいけないと考えております。

当然ながら、大深度地下を活用しないとか、全く違うところにつくるとかということになれば、今回私どもが提案している調査自体が無意味なものになるので、その場合はもう一度最初からやり直すことになるかと思えます。私どもはそういうことを願っているわけではございませんで、私どもは私どもなりに自信を持って今回の大深度地下の構造を提案し、調査をさせていただきたいとご提案させていただいております。ですので、今後必要性の議論を深めていき、また計画内容の議論を深めていく中で計画内容をぜひ定めさせていただきたいと考えております。ですから、計画については、この環境調査とはまた別に、こういう協議会の場、オープンハウスの場、首長さんとの意見交換会の場とかで議論を深めていく必要があると考えております。

番目でお尋ねの「必要性の議論の材料にする」ということでございますが、必要性の有無の中で、環境についてのご心配、ご懸念がこれまでもこの協議会でも出されております。また、オープンハウスでもそういったご懸念を寄せられておりますので、そういった場面での材料になるのは当然であります。

また一方では、計画の内容などを考えていく際の材料になることも考えられると思えます。我々は観測できたデータを公表します。ですから、それをいろいろな場面で活用していただくことになろうかと考えております。

以上でございます。

【司会（西川）】 宮良さん、補足説明をお願いします。

【宮良協議員】 今の栗林さんのご質問の の中に「新聞で都の課長が」と。これは私のことなので、ちょっと話をさせていただきたいと思えます。

記者の方とはいろいろな話をさせていただきまして、私どもとしては外環を整備したいと思っていますという話をしまして、計画についてはまだ決まっていない、話をしている最中だというお話をしました。もう1つは、環境に対する影響を議論するには調査を行ってデータが必要ですよというお話をしまして、それを記者さんが書かれた、そういうふうになっています。

【司会（西川）】 それでは、資料のご説明をいただきました。それから、先ほど栗林さんから口頭でご質問があった区市の意見の締め切りなどの時期の話と、紙でいただいている質問の 、 、 に関するご発言もいただきましたが、これらの説明とご発言を踏まえまして、環境調査について何か他にご質問とかご意見等はございますでしょうか。どなたかご発言はありますか。

では、樋上さん、お願いいたします。

【樋上協議員】 環境の現地調査のところで、動物、植物、生態系がございますね。野川流域という話がございました。外環とも関係している野川の流域ということでいうと、かなり範囲が狭いんですが、住んでいる動物によっては、かなり範囲を広く移動しているわけです。ご案内のとおり、三鷹には、野川流域にはタヌキの生息地があります。そのタヌキがどの範囲で行動しているのかよくわからないんですけども、捕獲というようなことになれば、ちょっと事が穏やかでございませぬので、その係るべき関係者とその行為についてまた別途ご相談いただきたいなと思えます。

よろしく申し上げます。

【司会（西川）】 今のご意見についてはよろしいですか。

では、伊勢田さん、お願いします。

【伊勢田協議員】 そもそもタヌキを捕獲するのかどうかということもございませぬし、多分これは捕獲しないで目視で確認できるものは目視で確認するということで、捕獲はむしろ昆虫とかネズミとか、そういう目ではなかなか見えないもの、夜動くようなものが中心になるかと思えます。ただ、もちろん捕獲して後から叱られるようなことが決していない

ように、私どもしっかりやっていきたいと考えております。

【司会(西川)】 今のように資料の内容とか、ご質問、ご意見等他にございますでしょうか。

では、新さん、お願いいたします。

【新協議員】 これは今日初めて見せていただいたんで、後でまた意見書を出すつもりなんですが、三鷹の場合、甲州街道はともかくとして、中央自動車道でジャンクション、またはジャンクションを利用したインターチェンジという形になるということ想定して、これがやれるものかやれないものかということを考えていった場合に、これをちょっと見たら、私は意見書の中で、ジャンクションの計画の周辺交通量はかなり細かいところまで調べてくれということを書いておいたんですが、ここでは交通量はアセスの対象じゃないのかなと思ってずっといたわけです。大気環境、大気質、騒音、振動、これはいずれも環境の問題そのものをデータで集めて、それに対する予測を行うという形になっているのでね。

実はこの周辺では、それがもちろん一番大事な話ですが、それを引き起こす自動車の交通量をジャンクション周辺で把握しておきたい。それによって、このジャンクションをつくってもいいのかどうか、つまり、外環道そのものができるのかどうかということも考えたいし、インターの論議が大きければ当然そういう問題も出てくると思うんです。

それで、申しわけないんだけど、5ページですか、中央自動車道のところに丸が2つ、北野1丁目と北野4丁目丸で、三角が北野4丁目、北野4丁目。これは飛田給へ行く道路のところだろうと思うし、それから、東八に1カ所、牟礼2丁目のところに交通量の調査地点が三角で入っていますけれども、交通量の調査を私はぜひしていただきたいんですが、これだけでは足りなくて、この地域、東八の外環との交差点のところ、223号線と放射5号という道路が高井戸から入ってくる計画になって、これはアセスが進行している状態です。ここで出された予測の交通量とか現在の交通量があれば、そのデータも出していただきたい。

それから、この中で東八の外環とぶつかるころのちょっと南側から烏山へ抜けている道路があります。その道路と人見街道の交通量、そういったこの周辺の交通量を全て把握していただきたい。それによって、どういう形でこの道路が整備されるかわかりませんが、もしされた場合にどういう影響が出てくるのかということの評価しやすいので、中央自動車道と東八道路、そのあたりの主要な道路の交通量はぜひ把握していただきたい。できれば大気質とか騒音、振動等も入れていただきたいんですが、そこまでは要求しませんので、交通量をぜひ入れていただきたいと思います。後でまた意見書として出します。以上です。

【司会(西川)】 中央自動車道と東八の周辺道路の交通量を把握してほしいというご意見だったかと思いますが、他にご意見は。

では、伊勢田さん、お願いします。

【伊勢田協議員】 今、新さんからおっしゃられたことにつきまして、先ほどの私の説明にちょっと補足をさせていただきたいと思います。

実は騒音、振動につきましては、現在どれぐらいの騒音とか振動があるのかという現況を把握するのが大きな目的でございます。仮に外環道を地下構造でつくらせていただけた場合でも、2つ心配があるんです。

1つは、地下から連絡路で上がって、地上に車が新たに走るようになる。地上に顔を出して中央高速道路とかに乗るための自動車が出ますので、それによる騒音、振動が出る場所があります。ですから、今は車がほとんど走っていないけれども、そういう連絡路ができると、連絡路を走る車から騒音、振動が出る可能性があるところが、この丸印と我々は想定しております。三角印は、仮にインターチェンジができると、インターチェンジに

出入りする交通がその道路に入り込んで増えると、新たに騒音とか振動が起きる可能性があるところが三角印であります。

ですから、丸印のところは今既存の道路がありませんので、交通量と騒音、振動との因果関係が余りない。三角印のところは、今の交通量が例えば1日5,000台ぐらい走っていて55デシベルぐらいあるとか、そういう因果関係があるので、そういう測定をするということでございます。これは他の地区のところでもそうでございます。もし仮にインターチェンジができると騒音、振動が心配なところが他にもあるとかないとか、まさにそういう情報があれば教えていただければと思います。

この資料を事前にお送りできればよかったですけれども、直前までバタバタしているような状況でございます。今日初めてお出ししているような状況でございます。ですから、また次回までの間ぐらいにそういうご意見なりを寄せていただければと思います。また、先ほどの私の少ない説明では、なかなかご理解いただけるような説明ではなかったかと思しますので、もしよろしければ、例えば各地区毎にご説明したり、ディスカッションさせていただくような場を持たせていただければと考えております。

以上でございます。

【司会（西川）】 今日のところで他の方。

では、江崎さん、お願いいたします。

【江崎協議員】 先ほど伊勢田さんの方からご説明いただいたA3を折り畳んであるものを見ると、「外環道での現地調査」と書かれていて、よくよく見ると、最初にご説明いただいた局長さん方のおわびの文章でも、「環境の調査を行うに当たっては」と書かれていて、これはこの「外環ジャーナル」でもいう現地観測等の調査、データ収集までで、計画内容が固まっていないので予測・評価はしないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。そこまではしないという……。文章を読んでいると、どうも現況調査については私たちの意見を聞くけれども、予測方法については聞くということまで書かれていないですし、その辺をちょっと確認したいのが1つです。

それから、宮良さんの方から出された意見の概要の6ページ目、7ページ目で「廃棄物等」とか「選定しなかった項目」があるんですけれども、これについては現況ということではなくて、やはり予測・評価の分野に入っていくので、伊勢田さんが説明された方に入っていないのかなと思ったんですが、その辺をちょっと確認させてください。

【司会（西川）】 予測・評価についてのご議論ですね。

その点について、伊勢田さん、お願いします。

【伊勢田協議員】 先ほどフローチャートでお出ししましたけれども、もう一度ご覧いただきたいと思っております。

フローチャートの中で、ピンク色の一番最初のところに「現地観測等の調査、データ収集」という欄がございます。本日折り畳んだ資料でご説明しましたのは、この「現地観測等の調査、データ収集」について、今のところ私も考えていることのご提案でございます。その後に予測・評価があります。

ただ、予測・評価自体は、この計画内容が定まらなければ予測・評価のしようがない。つまり、どこにインターチェンジができるのかとか、どこに換気所ができるのか、また、連絡路にしても高さ5mぐらいのところにできるのか、3mぐらいのところにできるのか等が固まらないと、予測が物理的にできないということで、計画内容が定まれば、それに基づいて、このデータを活用して予測・評価することができます、こういうことでございます。

ただ、予測・評価のことについては、今のところ全く何も出していないのかといわれれば、それはそうではありませんで、方法書の中で予測とか評価の現時点での考え方を書いております。しかし、余り詳しくはありませんので、データ収集の後、予測・評価の際に

は、どういうやり方で予測・評価をするのかといったこともまた世間の皆様方にご説明しなきゃいけないと考えております。

以上です。

【司会（西川）】 他によろしいでしょうか。

では、宮良さん、お願いいたします。

【宮良協議員】 今、江崎協議員からご質問があった後段の方、私が説明させていただいた意見の概要の6ページ、7ページというお話があって、特に7ページのところは選定しなかった項目、そういうことは今入っていないじゃないかというお話ですけども、この意見の概要は、皆さんからいただいた意見を概要としてまとめたものです。今何をやっているかという、こういう意見の概要を先ほどお話ししましたように関係する区市長さんにお送りしまして、それぞれ意見をいただく途中段階になっています。

そういったものをいただいて、知事の意見をいただいて、このジャーナルの伊勢田協議員から今ご説明がありました流れの上の青い方、知事の意見の次に方法の決定になります。だから、まだそういうことを決めたわけではなくて、そういう途上であるし、今日お出ししたのは、皆さんからいただいた意見の概要をまとめたものです。

以上です。

【司会（西川）】 今のご発言でよろしいでしょうか。

他にご意見はございますでしょうか。

では、栗林さん、お願いいたします。

【栗林協議員】 今、伊勢田協議員がちょっと重要なことをおっしゃったので、まず真っ先に、このアセスの項目の中には地域特有の問題がたくさんあるはずですよ。そういう意味では、地域での意見交換というか、情報交換というか、そういったものを将来ぜひお願いしたいということを念のため改めて要請いたします。

意見書については、次回または次々回までに地元でいろいろ議論して提出いたしますが、今ふと見て、例えば植物の緑の量で緑被率なんていうのがありますが、通常、緑被率というと、屋上緑化も入っております。けども、屋上緑化というのはどうにでもなることですから、本当は緑地率も入れていいんじゃないか。

それから、生態系で生態系の注目種というのがありますが、じゃ、普通種はどうなんだ。本当は普通種の分布状況が重要なんで、こういうことも入れるべきじゃないか。

あるいは、生態系の中で野川・国分寺崖線のオオタカというのがあります。オオタカは貴重種で、残念ながら世田谷で見たことはありませんが、オオタカよりも小型のタカはこの間もおりました。ただ、営業しかけていて途中でやめてしまいました。そういうふうに、こういうものは非常に細かいところで地域ごとに特性がありますので、ぜひそういうことを含んでいただきたいと考えております。

以上です。

【司会（西川）】 他の方、ご意見ありますでしょうか。

では、柴田さん、お願いいたします。

【柴田協議員】 資料 - 2 の「第3回話し合い録」がありますね。8月28日に開かれた「話し合い録」の中段よりちょっと下あたりに「市民参加のPI的手法とは」ということで、国の方で「PI協議会で、現地調査の箇所や実施方法についてご意見を伺っていくことを考えている。今後、調査中の状況、調査結果などについて情報提供しながら、その段階においてもご意見を伺っていくべきと考えている」という答えをしているんですけども、PI協議会の必要性の議論と環境調査とがどういうスケジュールでリンクしていくのか。

先ほど栗林さんの質問の 番目のところにもありましたけれども、環境調査とこの協議会での必要性の議論とのリンクプロセスがまだよくわからないので、教えていただきたい

んです。環境調査は春夏秋冬ということ最低1年はかかるわけです。それで、先ほどの答えのところに「調査中の状況、調査結果などについて情報提供」ということで、このPI協議会の必要性の議論をどこまで環境調査とリンクさせながらやっていくのか。

このPI協議会の進め方の一番の難しさは、スケジュールとプロセスが全く見えない中で、こういう環境アセスの方法でやっていきますとか、大深度でやっていきますとか、突如として降ってわいたような話が来てしまって、最初からこのプロセスが明示されないために、そのたびに混乱してきたという経過をたどっているわけです。これだと、多分今後また混乱を起こす可能性があるんじゃないかという危惧を持っているんです。

要は、このPI協議会で環境調査とリンクさせながらいつまでに必要性の議論をまとめていくのか。結論を出す場ではないことはわかっていますが、その辺のプロセスが一向に見えないために、これは我々がわからないんですから、ここに参加していない市民の多くの方々は全くわからないと思います。

ですから、一番重要なことは、そのプロセスをはっきりさせない限りは、このPIは本当に十分な議論をすることはできないのではないかなと思うんです。先ほどの両局長さんのところの話の中でも十分にご議論をお願いしたいというのがありますけれども、一番肝心なことの説明責任、これはPI協議会ですから、PI協議会の中できちっと議論しなくちゃいけない。単に国・都だけに意見を聞くというわけにもいかないでしょうから、きちっと議論していかなくちゃいけないと思うんです。次回、運営懇談会の中でその辺のことをきちっと確認して進めていく必要があると思います。

そういう意見です。

【司会(西川)】 今後のプロセスについては運営懇談会で議論するというにしたいと思いますが、それに関して今日のところでご意見があれば。

特になければ、今の柴田さんのご意見については運営懇談会で議論した上で、次回以降この場で議論するにしたいと思います。

それでは、ちょっと戻って、環境調査について、他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

環境調査については、また引き続き何人かの方から次回意見書を出すという話がありましたけれども、今日のところは特にご発言がないようでございます。まだ若干時間がございまして、必要性の議論を再開させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【土肥協議員】 済みません、ちょっといいですか。

【司会(西川)】 では、土肥さん。

【土肥協議員】 今、環境問題をやっていたんで発言しなかったんで、出してある資料を……。

【司会(西川)】 それを今から説明したいと思います。よろしいですか。

【土肥協議員】 わかりました。

【司会(西川)】 環境の議論については以上でございまして、必要性に関する議論ということで、前回7月24日に資料の提出をいただいております。それについて資料が説明できていない部分がございます。それが資料ファイルNo.1の黄色の付箋が張ってある資料と、資料ファイルNo.3のピンクの付箋が上に張ってある資料でございます。それが前回の協議会でご提出いただいております、資料の説明をいただけていない資料でございます。

それから、今日宿澤さん、今ご指摘がございました土肥さん、江崎さん、それから伊勢田さんから新たに資料提出がされております。それは今日の資料-3に入っております。

前回お配りしている資料について補足説明する時間がございませんでしたので、特に補足説明が必要な方からまず残り時間、説明いただきまして、今日時間切れであれば、次回

その続きの説明から入っていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。では、伊勢田さん、お願いいたします。

【伊勢田協議員】 交通の資料とかインターチェンジの資料とか、たくさん出してあります。今日の残りの時間ではご説明するに至りませんので、次回にまた時間をとっていただければと思います。

【司会(西川)】 わかりました。では、伊勢田さんの資料につきましては、次回ご説明をお願いしたいと思います。

前回ご提出いただいた方で他に。

濱本さん、お願いいたします。

【濱本協議員】 私も、外環ルートがなぜこの地域に必要なのか明確にすることということで、ピンクの後に資料 - 4 ということで出してありますが、この件につきましては、時間がありませんので、次回以降にさせていただきたいと思います。

【司会(西川)】 その点につきましても、次回以降ご説明をお願いしたいと思います。他の方で今日特段補足説明を……。

では、江崎さん、お願いいたします。

【江崎協議員】 それでは、私の方からピンクの付箋が入っている「外環の収支見通し」、これは簡単な資料なので、ちょっと説明させてください。

外環について、早く安くつくりたいから大深度で検討するんだというふうによくいわれています。しかし、実際どうなのか、具体的にその数字は示されていません。添付したのは、日本道路公団が作成して道路公団民営化委員会に提出したもので、建設中道路の収支率が書かれています。現在事業中の千葉側外環、特に松戸 - 市川間は掘割スリット構造で計画されていますから、東京区間を考える上で参考になると思います。

松戸 - 市川間 10 km で、収入 40 億円の見込みに対して管理費 6 億円。金利が 2.23% で収支率が 57.3% だそうです。わかりやすくいうと、100 円の収益を上げるのに 57.3 円の費用がかかる見通しです。なお、赤字でよく問題にされている東京湾アクアラインの収支率は 33.6% となっています。

今私たちが検討している区間は、早く安くといっても、やはり 1 兆数千億円はかかると思います。そして、収支率がどうなのか、こうした数字もぜひ出していただいて、この費用に見合うだけの効果が本当にあるのかどうか、私たちはじっくり検証していく必要があると思います。

以上です。

【司会(西川)】 他に前回ご提出いただいた資料で補足説明がございましたら。

では、樋上さん、お願いいたします。

【樋上協議員】 それでは、資料 - 4、今の江崎さんの続きです。24 - 34 ページの資料をご覧ください。

正面のスクリーンにまちの写真が出ておりますが、実は第 23 回の協議会で既に三鷹の新さん、それから柴田さんからもお話があったのですが、20 号線にインターチェンジをつけるかつかないかということは、甲州街道から三鷹、仙川に至るバス通りの間の住民の方々に非常な影響を与えるということを指摘されています。これに関しましては、第 23 回のときに国土交通省から出された資料、20 号線のインターチェンジを設置すると、その間の開削ボックスにより移転棟数は約 130 棟増加するということでした。

実は私もスクリーンにありましたようにこの地域をくまなく歩き写真を撮りました。そのとき、いろいろな方のご意見も聞いたりしました。外環沿線のこの地域は駐車場とか農地も残っていますが、比較的住宅密集の地帯でございます。この地域の方々は、大深度の外環であれば家屋の移転はないと思っておりました。オープンハウスの説明会などで、その認識は変わったものと思います。

20号線に外環とのインターチェンジをつけるかつけないかによって移転するか移転しないかという戸数が、私も調べてみましたらやはり約130棟ございます。そのうち、空き地になっていたところに建築中の住宅、あるいは不動産屋が、ここには外かく環状がいつできるかわからない、先のことだといって、空き地に家屋を建てて販売しているケースがあります。それから、この地域に住んでいる方で、ほぼ30年ぐらい経過し、改築をしたいなと思うけれども改築ができないということで悩んでおられる方もいます。

そういうわけで、提出の資料コメントに書きましたように20号線にインターチェンジを設置する影響は非常に大きいのです。それは先ほど新さんからお話があったように、20号線のインターチェンジがあった場合、あるいは東八にインターチェンジをつけた場合、どのような交通量に変化するのか、そのアクセスはどうなるのかということはインターチェンジ設置の必要性を議論するうえで非常に大切だと思います。したがって、交通量の調査は必要です。ぜひ調べて情報をいただきたい。また、20号線のインターチェンジが必要かどうかということにつきましては、三鷹市に住んでいる方々への影響が非常に大きいということは、7つの区市長の意見交換会でも三鷹市長が指摘しています。

中央道と20号線はある部分では平行しています。そういうわけで、料金体系の問題はございますが、これは知恵を絞れば解決できる問題だと思います。調布または高井戸のインターチェンジを使えば外かく環状に入れるということになれば、この地域の20号線から先ほど申しました三鷹、仙川に至るバス通りの間の方々への影響は最小限に食い止められるので、住民の外環に対する理解がより得やすいのではないかと思います。

併せて、くどいようですが、交通量の関係、また、ある場合、ない場合の外環に入る場合のアクセスの問題、これから大切な議論となるところではないかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

【司会(西川)】 残り時間が少なくなってきましたので、先ほどお話しがあった伊勢田さんと濱本さんの資料につきましては次回お願いいたします。今回新しくご提出いただいております宿澤さん、土肥さん、江崎さんの資料につきましては、次回、冒頭でまた時間を確保してご説明いただいて、それから議論に入っていくという形をとりたいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

何かございますか。

【宿澤協議員】 私はもうあれですけれども、土肥さんがさっきからお待ちですので。

【土肥協議員】 よろしければ2～3分。

【司会(西川)】 では、資料-3で配られています土肥さんの資料ですね。

【土肥協議員】 今日になって申しわけありません。実は私、今日でまだ2度目なんで、皆さんのようにいろいろ調べたり何かという資料じゃなくて申しわけないんですが、普段生活している中で、近辺の方々からの声とかそういうものを幾つか聞いてきました。

まず最初の四角枠に書かれた、桃四小の学童はどうなるのというようなことがありますけれども、これは青梅街道インターチェンジ建設に反対する会、割と普通の主婦の方たちが中心になっているようですが、青梅街道インターチェンジ建設に反対する住民の手紙を3,091名の署名をつけて9月26日に国土交通省道路局総務係長さんに提出。同じく東京都知事本部秘書部の副参事の方に3,108名の方の署名を提出ということでございます。

それと同時に、これは杉並区内に多く掲示されている看板でございます。それから、その下側にもう1つ書いてありますが、これは私どもちょうど杉並と練馬の境で、練馬側にはこういうのぼりが大分掲示されているということを一応ご報告させていただくと、その裏面には、たまたま私は法人会の役員をやっているんですが、その中で出てきた話をちょこっと書いておきました。

ただし、その中で署名運動のことを書いてあります。これはちょっと誤解されるといけないんですが、昔こんなことがあったということで、ちょっと口足らずなんです。反対運動の役員さんが訪問されて、目の前で署名させられたというような話が出てきたものですから、この署名と今申し上げました9月26日提出の署名とは全然関係のない問題でございます。

もう1つ、私ども小さな商店街の中にいるんですが、三十数年間ほったらかしにされて宙ぶらりん。それで、皆さんいろいろご意見、ご希望があるようです。今は時間がないので、それはまたとりまとめてご報告させていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【司会(西川)】 それでは、今日説明の時間を確保できなかった方につきましては、次回冒頭で説明の時間を確保させていただきたいと思います。

残りの時間を使いまして、事務局の方から資料の説明、オープンハウスの実施報告と沿線区市長意見交換会の報告をさせていただきます。

【事務局(伊藤)】 事務局から2点ご報告です。

資料-4「オープンハウス」についてです。

オープンハウスにつきましては、6月29日の調布市を皮切りに、ここにありますように、調布、三鷹、世田谷、武蔵野と4区市、計13回開催されて、延べの来場者数は、一番上にありますように1,250名の方が来場されております。

当日は、協議員の方からも濱本さん、村田さん、新さん、富澤さん、樋上さん、川原さん、遠藤さん、渡辺さん、秋山さん、江崎さん、栗林さんも参加されて、説明等対応をしていただいています。

今後は、下にありますように、練馬区、杉並区でも準備をしているところです。

2つの目の報告です。参考資料-2、沿線区市長意見交換会(第4回)の概要メモです。

少し古くなりますが、8月22日に行われた沿線区市長意見交換会の概要メモをつけておりますので、またご参考にしていただければと思います。

以上2点、ご報告です。

【司会(西川)】 最後に、次回の協議会の日程につきまして確認させていただきます。

次回、第26回の協議会につきましては、先ほど資料-2の最後のページで報告させていただきましたとおり、10月23日木曜日、午後7時から当会場で予定しております。案内につきましては、別途事務局の方からご連絡させていただきます。

また、次回協議会に向けまして、先ほどもご提案がありましたが、運営懇談会を開催したいと思います。これは候補日でございますが、10月14日の火曜日の日程を考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。詳細につきましては、事務局の方からご連絡させていただきたいと思います。

それから、今日お配りした傍聴者の方の資料で、資料-3の現地調査の資料に一部印刷のずれがございます。お帰りの際に受付にお立ち寄りいただければ、資料の差しかえをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

予定の時間になりましたが、他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして第25回のPI外環沿線協議会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

了